

第5章 授業科目履修の方法

(卒業要件)

第10条 本学を卒業するために必要な単位数は、次のとおりとする。

授業科目区分		単位数	
基礎教育科目	必修科目	6単位	
	選択必修科目	2単位	
	選択科目		
外国語科目	選択必修科目	2単位	
	選択科目		
専門科目	必修科目	8単位	
	選択必修科目	8単位	
	選択科目	32単位以上	
合計		62単位以上	

(授業科目履修の方法)

第11条 授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

- 2 学生は、原則として各学期の始めに履修希望の授業科目を届け出なければならない。
- 3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

(単位の算出基準)

第12条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第6章 授業科目修了の認定 卒業及び短期大学士の称号

(単位の認定)

第14条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適宜な方法による。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、平常の成績により認定することがある。

- 2 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。
- 3 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可で表示し、秀、優、良及び可を合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(GPA)

第14条の2 学業の成績評価基準として、グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「GPA」という。) を用いることができる。

- 2 GPAについては、授業科目履修規程 (短大) に定めるところによる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

(ボランティア活動等の実践学修)

第16条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、ボランティア活動等の実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条及び第16条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 ボランティア活動等の実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第17条 本学に2年以上在学し、第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

2 本学に2年以上在学し、年度の前学期において第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、9月卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

(1) 学位の認定日は、当該年度の前学期末日とする。

(2) 学長は、翌年3月まで卒業の延期を願い出た者について、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。

3 学位の授与については、別に定める。

第7章 入学、転入学、編入学、休学、 復学、退学、除籍及び再入学

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者